

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」非該当一覧表

原 則		非該当理由
原則5	注2	当社は複数の商品・サービスをパッケージとして販売・推奨しておりませんので取組を実施しておりません
原則6	注2	当社は複数の商品・サービスをパッケージとして販売・推奨しておりませんので取組を実施しておりません
補充原則1		当社は商品の組成に携わっていないので取組を実施しておりません
補充原則2		当社は商品の組成に携わっていないので取組を実施しておりません
補充原則3	注1	当社は商品の組成に携わっていないので取組を実施しておりません
	注2	当社は商品の組成に携わっていないので取組を実施しておりません
	注3	当社は商品の組成に携わっていないので取組を実施しておりません
補充原則4		当社は商品の組成に携わっていないので取組を実施しておりません
補充原則5	注1	当社は商品の組成に携わっていないので取組を実施しておりません
	注2	当社は商品の組成に携わっていないので取組を実施しておりません